

日新 補償ミニコミ

株式会社 新日

本社 / 〒454-0011 名古屋市中川区山王一丁目8番28号 TEL 052-331-5356 FAX 052-331-4010
URL http://www.shinnichi.co.jp E-mail:shinnichi@shinnichi.co.jp

- 三重支店 / 〒510-0305 三重県津市河芸町中別保2308番地5 TEL 059-244-0206 FAX 059-244-0205
- 岐阜支店 / 〒500-8347 岐阜県岐阜市松原7番地 TEL 058-276-7567 FAX 058-276-7568
- 豊田支店 / 〒470-0375 愛知県豊田市亀首町町屋洞25-5 TEL 0565-43-0061 FAX 0565-43-0062
- 関東営業所 / 〒273-0005 千葉県船橋市本町五丁目2番12号507 TEL 047-460-5686 FAX 047-460-5685
- 静岡営業所 / 〒435-1414 静岡県浜松市三ヶ日町三ヶ日467-10 TEL 053-524-4560 FAX 053-524-4562

編集者 内田 貢朗



プロポーザル方式による受注

最近、補償コンサルタント業務にあっても、技術提案の要請を受け、技術提案書類審査及び技術審査の結果、実際に業務が受注される。いわゆる指名プロポーザル方式の傾向にあります。もちろん「指名プロポーザル方式」による業務を受注するためには豊富な経験と高度な技術と担当する技術者が必要となります。

業務受注のためには、
 ◎業務実績
 ◎業務実施方針
 ◎業務内容に対する技術提案
 ◎予定価格

等に関し、真剣に技術提案書類を作成する必要があります。そのため、実際に受注できるまでにはかなりのエネルギーと労力を費やすことにはなりますが、業務発注量が減少して

上りを防ぐために屋根は重い方が有利となる。この相反することに昔の人はどのように対応していたのだろうか。それは、今では珍しくなった葺土による瓦葺きであると言われている。台風による被害の防止だけを考えると瓦は飛ばされやすい建物に強固に固定したほうが有利であり、地震よりの被害に昔から悩まされてきた沖縄、奄美地方では瓦をセメントで固定していることは周知の事実である。

葺土による瓦は固定されるものの、それほど強く固ではなく屋根の上に乗っている状態である。この状態はある程度の地震になると揺れで屋根からずり落ち屋根重量を軽くするために屋根の倒壊を防いだと考えられる。このように伝統的な形状や技術は一朝一夕にで



「伝統的な日本家屋」と言ったら」と問われて思い浮かぶのは、木造瓦葺で塗壁の建物ではないだろうか。

伝統的な日本家屋は、森林資源に恵まれ木材が豊富に入手できたことが前提です。夏場の高温多湿な気候を少しでも快適に過ごすことができるよう、通風を良くする工夫として、床を高くしたり開口部を広く取ったり、湿度に応じて空気中の水分の吸収や放出を行い湿度調整を行う土壁を塗つ

ルでは、3勝2敗の成績です（勝率6割）。業務内容によっては、必ず勝ち取れるものとは言えないまでも、技術提案書の作成に真剣に取り組み勝率6割を確保していることが願いです。（M・A）



「浄化槽管理士」「浄化槽清掃技術者」の資格を有することが因果したものかどうか「合特法」に関する業務の経験をすることとなった。

「合特法」とは「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」という法律の略称であり、一般廃棄物処理業等が下水道の整備等により受ける影響を緩和し、併せてその経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに廃棄物の適正な処理の確保を図り、ひいては公衆衛生の向上と生活環境の保全に資することを目的として制定されたものである。

例えば、浄化槽を設置している家庭で年1度程度の清掃をするのと1万円位かかるとする。この家庭が下水道の整備によって、浄化槽を廃止した場合に、清掃業者は1万円の売上を失うこととなる。下水道が市内全域に整備されれば「浄化槽」は減少し、同時に清掃業者は全く仕事を失ってしまう。

残りわずかなれば作業効率も下がり、ついにバネキムムカーや作業員を維持することが困難となり、営業の継続が出来なくなる。し尿等の処理は、市町村固有の事務であり業者は、許可や委託によりこれを代行しているという性格上、最後の1件となるまで清掃が実施され、しかも料金も適正に維持される事が社会的に求められている。そこで必要な緩和措置や支援を実施することで清掃業者の営業を維持し続けることが出来るように「合特法」が整備されている。

しかし、市町村レベルで運用されるこの法律は、支援の内容については、具体的な規定が無いために実施される支援の中には多様であり、金銭的支援をしたケース、代替業務を提供したケース、余剰人員を雇ったケース等が見られる。

営業規模縮小や転業・廃業を避けられない営業体へからの支援手当という側面から見ると「移転に伴って生じる営業上の損失の補償」と類似する側面が多い。

実際のところ、営業廃止や営業規模縮小のケースでは、営業権の補償、施設の売却損、従業員への解雇手当や休業手当、転業期間中の収益減、など計算では関連経緯の算定方法に拠っている場合が多い。

移転補償が道路などの社会的要因から反射的に受けている全く補償対象としないという原則に対して、「合特法」の運用では社会資本の整備進行による反射的な利益の喪失

きたものではなく、地震や台風といった災害を含め自然との共存の中で最善の方法として試行錯誤の上に築かれたものではないだろうか。

今日技術の発達によって、木造であっても耐震構造、免震構造等、地震に強い家屋や軽重で耐久性に富む屋根材も開発され、地震にも台風にも強く建物が造られている。さらに空調の発達により建物の中は快適に過ごせる時代ではあるが、その反動として地球の温暖化による異常気象等、自然の脅威に脅かされることになってきている。

生活の利便性・快適性と環境保護は、伝統的な日本家屋の地震と台風への対応策と同じで、どちらを優先させるものでもなく、双方多少の問題点や不便を残しつつも、今後最善の方法を模索する必要があるのではないだろうか。（N・T）

「合特法」を前提とした模範小法」の関連業務は自治体毎の歴史の経緯の違いや、清掃業者の大半が中小零細企業であることなど、定式化されていないこともあって、営業補償に用いながらもその度に新たな展開があり常に課題が満載である。（A・H）

「日本では頻りに起こる自然災害は」と問われてまず頭に浮かぶのは、地震と台風ではないだろうか。この地震と台風が伝統的な日本家屋の形成に大きな関わりを持っていると考えられているのである。

まず、地震に強い家を考えた場合、柱に対する負荷をできるだけ小さくするために屋根は軽いほうが有利である。しかし台風に強い家を考えて場合、風による屋根の浮き

